

5月2日(月)から 「年金生活者等支援臨時福祉給付金」の申請を開始します

賃金引上げの影響が及びにくい所得の低い年金受給者の方へ、年金生活者等支援臨時福祉給付金を支給します。

支給対象者	平成27年1月1日において高浜市の住民基本台帳に記録されており、平成27年度分の市民税が課税されていない方のうち平成28年度中に65歳以上となる方 ※ただし、課税されている方の扶養家族となっている方や、生活保護の受給者である方など対象とならない方もいます。
支給額	支給対象者1人につき3万円
申請期間	5月2日(月)～7月29日(金) (土・日曜日、祝日を除く。) 午前8時30分～午後5時15分

申請に必要なもの

- ・申請書
- ・本人確認書類（マイナンバー（個人番号）カード、住民基本台帳カード、運転免許証など公的身分証明書の提示または写しの提出）
※平成27年度の臨時福祉給付金が申請済みの場合は不要
- ・振込先がわかるもの（通帳やキャッシュカードの写し）
※平成27年度の臨時福祉給付金の振込先口座と同じ口座の場合は不要

申請方法 対象となる可能性のある方には4月末から順次申請書を送付します。

- ・**郵送で申請する場合**
申請書に必要事項を記入のうえ、本人確認書類の写しと振込先がわかるものの写しを返信用封筒で郵送してください。
- ・**窓口で申請する場合**
申請書に必要事項を記入のうえ、本人確認書類と振込先がわかるものを持参し、いきいき広場2階へ来場してください。
※詳しくは、問い合わせてください。

☆『年金生活者等支援臨時福祉給付金』をよそおった『振り込め詐欺』や『個人情報の詐欺』に注意してください。

『年金生活者等支援臨時福祉給付金』に関して

- ・市の職員がA T M（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作を依頼したり、「年金生活者等支援臨時福祉給付金」の給付のために手数料などの振込を求めることは、絶対にありません。
- ・A T Mを自分で操作して、他人からお金を振り込んでもらうことは絶対にできません。
- ・現時点で、市の職員が市民の皆さんの世帯構成や銀行口座番号などの個人情報を照会することは、絶対にありません。

☆自宅や職場などに、市の職員をかたった電話がかかってきたり、郵便が届いたら、迷わず、市役所や最寄りの警察署に連絡してください。

問合せ先 年金生活者等支援臨時福祉給付金受付窓口（いきいき広場内地域福祉グループ） ☎52-9871